

第9次芦屋すこやか長寿プラン2.1計画抜粋

4-5 介護保険サービスによる居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの充実

【取組について】

居宅サービス（介護給付及び予防給付）では、アンケート調査（在宅介護実態調査）では、身の回りのことができなくなった時に必要なサービスとして、訪問介護や訪問看護が59.6%を占め、関係団体等意向調査でも拡充が必要なサービスの上位に訪問介護、訪問看護が入っています。また、訪問リハビリテーションが計画値より大きく実績を伸ばし、介護予防サービスでも同様の傾向を示しています。訪問介護や訪問看護等の安定したサービスの供給と要介護者等の自立支援・重度化防止のため、リハビリテーションに係るサービスの計画的な提供体制の確保に取り組みます。

施設サービスでは、関係団体等意向調査で拡充が必要なサービスとして特別養護老人ホームが挙げられています。令和4年3月に特別養護老人ホームとケアハウスを整備し、待機者の一定数の解消を図ります。

地域密着型サービスでは、関係団体等意向調査において、在宅生活継続において不足している資源として、夜間の対応や喀痰吸引・経管栄養への対応などが挙げられています。こうした課題の解消に加え、家族介護者の負担軽減や離職防止、独居高齢者の在宅生活の継続を可能とする定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などのサービスの周知を進めるとともに、新たに看護小規模多機能型居宅介護の整備に取り組みます。

今後も高齢者の増加が予測されることから、令和22年（2040年）に向けて適切な需要量を見極めつつ、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの一体的なサービス提供体制の構築に取り組みます。

【施策の方向】

居宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケア「見える化」システムやアンケート調査、関係団体等意向調査結果を踏まえ、各サービスの必要量を把握し、適切な居宅サービスの提供体制を推進します。 地域包括ケア「見える化」システムの各指標を分析し、効果的なりハビリテーションサービスの提供体制の整備が行えるよう県との情報共有に努めます。
医療系サービスとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジャーや介護保険事業所に医療関係の相談窓口等を周知するなど、医療専門職と連携できる環境を進めます。 より利用者のニーズに対して適切なサービス提供が行えるよう医療系サービスの周知を図ります。
施設サービスの安定した供給の推進	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームとケアハウスを整備し、施設入所待機者の解消を図ります。【充実】

地域密着型サービスの充実

- 令和 22 年（2040 年）に向けた長期的な視点から必要量を把握し、安定したサービス提供が図れるよう取り組みます。
- ケアマネジャーへの研修などを通じてサービス内容や他市での成功事例などの周知を行い、利用の促進を図ります。
- 医療的な支援が必要な利用者への「訪問」・「通い」・「泊まり」のサービスを組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護の整備に取り組みます。【新規】

地域密着型サービス提供基盤の目標整備数

(単位:か所)

	日常生活圏域	目標整備数					
		現況(令和2年度見込み)			計画期間		
		H30年度 (2018年度)	R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	山手	1	1	1	1	1	1
	精道	0	0	0	0	0	0
	潮見	1	1	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	山手	0	0	0	0	0	0
	精道	0	0	0	0	0	0
	潮見	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	山手	2	2	2	2	2	2
	精道	1	1	1	1	1	1
	潮見	1	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	山手	1	1	1	1	1	1
	精道	2	2	2	2	2	2
	潮見	1	1	1	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	山手	0	0	0	0	0	0
	精道	0	0	0	0	1(1)	1
	潮見	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	山手	3	3	3	3	3	3
	精道	3	3	3	3	3	3
	潮見	3	3	3	3	3	3
地域密着型特定施設入居者生活介護	山手	1	1	1	1	1	1
	精道	1	1	1	1	1	1
	潮見	1	1	1	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所者生活介護	山手	1	1	1	1	1	1
	精道	1	1	1	1	1	1
	潮見	2	2	2	2	2	2

認知症対応型通所介護, 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護は予防給付分も含む。

*()内数値は当該年度での新規整備数

*看護小規模多機能型居宅介護の新規整備圏域については, 精道生活圏域以外の圏域も可能とする。